

子の大学・短期大学・専門学校(1年以上) 入学祝金

会員の子が、大学・短期大学・専門学校(1年以上)に入学した場合
(大学・短期大学・専門学校入学祝金は、同一の子に対して1回のみ支給となります)

※入学式以降に申請書をご提出ください。

◆提出書類

①共済給付金請求書

※該当欄の ・子の名前 ・生年月日 ・学校名
・入学日(入学式) 平成〇年〇月〇日 を必ずご記入ください

②入学がわかる書類

例:学生証の写し(文字が明瞭な場合、学生証の写真可)
在学証明書(写し可)

※別途 証明書が必要な場合があります。

例①:子の家族登録がされていない場合、入会申込時の内容と異なる場合、
⇒健康保険証等の写しや「家族証明書」等

例②:養育費を負担している別居の子がいる場合など
親子関係及び同一生計を証明するため、「家族証明書」
「家族証明書」様式は、ゆいワークへご連絡ください。

※大学・短期大学・専門学校入学祝金の対象の子は、登録家族範囲内の子とし、
会員と生計を一とする会員の実子、養子、継子(内縁の夫・内縁の妻の子を含む)
で、**23歳未満の非勤労者**をいいます

※内縁の夫の子または内縁の妻の子は、生計を一とし、かつ同居していること、
かつ会員及び内縁の者に婚姻の届出をしている配偶者がいないこと

※別居の子は、会員が養育費を負担している場合に該当します
ゆいワーク様式「家族証明書」(事業主による証明)が必要となります

※離婚後、相手が再婚し再婚相手が子どもを扶養している場合は対象外となります。

◇共済給付金請求書の記入時の注意点

1. 代表者名の押印欄には、代表者印または社名印を押してください
2. 文字や数字(年月日)等を訂正する場合は、二重線で消して、訂正文字の横に代表者印または社名印で訂正してください。
3. 修正テープは使用しないでください。(受付できません)
4. 給付金申請が2件以上ある場合、それぞれ別々の用紙にご記入ください

大学・短期大学・専門学校は、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に定める学校
その他 専門学校の範囲(例)

専門学校の範囲内: 沖縄工業高等専門学校(高専)・沖縄水産高校専攻科等

専門学校の範囲外: 嘉手納外語塾、大学受験のための学習塾や予備校など